

○岡山市立学校の環境衛生検査及び安全点検業務実施補助金交付要綱

平成25年5月29日

教育長決裁

(趣旨)

第1条 岡山市立学校の環境衛生検査及び安全点検業務の円滑な推進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する環境衛生検査及び安全点検業務の円滑な推進を図るための事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、岡山市学校薬剤師会とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない場合は、補助事業者としない。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助事業に要する経費のうち、岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定めた額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第2項の規定により同条第1項第4号の書類の添付は要しないものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第15条ただし書の規定により、同条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(補助金等の完了前交付)

第8条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合は、事業に特に必要と教育委員会が認めた場合とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、環境衛生検査及び安全点検業務の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。